

四日市市告示第 449 号

四日市市デマンドタクシー実施要綱を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 3 日

四日市市長 森 智広

四日市市デマンドタクシー実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市内の公共交通不便の地域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るため、四日市市デマンドタクシー（以下「デマンドタクシー」という。）の利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 デマンドタクシーを利用できる者は、次の各号の全てに該当する個人とする。

- (1) 四日市市内の市街化調整区域内に住所を有すること
- (2) 最寄りの鉄道駅（ただし、市が定める地点とする。）から直線距離で800メートル以上離れたところに住所を有すること
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の最寄りの停留所（ただし、市が定める地点とする。）から直線距離で300メートル以上離れたところに住所を有すること
- (4) 利用の申請の時点で満70歳以上であること

(利用登録の申請)

第3条 デマンドタクシーを利用しようとする者は、四日市市デマンドタクシー利用登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、毎年度、市長に提出しなければならない。ただし、次項第3号の方式による申請の場合は、同号に規定する申請画面に入力して申請することで、第1号様式での申請に代えることができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出する方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を窓口で市に提出する方式
- (3) オンライン申請方式 市が指定する申請画面から記入事項を入力し、申請者の顔写真をアップロードした後、市に電子申請する方式

(利用登録証及び利用券の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに第2条に規定する要件を確認し、該当すると認めたときは、利用登録証（第2号様式）を交付し（ただし、初回

の利用登録の場合に限る。)、かつ、予算の範囲内において、利用券を1か月あたり8枚交付するものとする。

2 前項の規定により交付した利用券は、再交付しない。

(利用の方法)

第5条 前条第1項の利用登録証及び利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用券に示す有効期間内に限り、デマンドタクシーを利用することができる。

2 利用者は、デマンドタクシーの利用料金が500円ごとに1枚利用することができる。乗車1回につき2枚を限度として利用することができる。ただし、デマンドタクシーの利用料金が、利用券の利用金額未満の場合は、その差額を利用者に渡さないものとする。

(利用できる区間)

第6条 デマンドタクシーを利用できる区間は、乗車地又は降車地が四日市市内である区間とする。

(利用できるタクシー事業者)

第7条 利用者が利用できるタクシー事業者は、四日市タクシー協会に加入しているタクシー事業者及び有限会社尾高とする。

(利用登録証の携行)

第8条 利用者が利用券を利用する場合は、利用登録証を携行し、精算時に乗務員にこれを呈示しなければならない。

(不正使用の禁止)

第9条 利用者は、利用券を有効期間が過ぎた後に使用し、又は他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(返還)

第10条 市長は、利用者が不正の行為により、利用券を利用したときは、その全部又は一部の金額を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定によりデマンドタクシーを利用することができることとなる者に対する利用登録証及び利用券を交付するために必要な行為は、この要綱の施行の前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。


(都市整備部都市計画課)

年度四日市市デマンドタクシー 利用登録申請書

（あて先）四日市市長

申請日 年 月 日

申請者

氏名	(フリガナ)	写真（縦4cm×横3cm）の貼付  申請者本人が正面を向いた写真。6か月以内に撮影したものであること。 普通紙に印刷したものも可。 ※すでに利用登録証をお持ちの方は、写真の貼付は不要です。
住所	四日市市	
生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	
電話番号	— —	

承諾事項	次の事項を承諾し、申請します。 1. この申請に係る本人確認を行うため、市の保有する申請者に関する個人情報（住民基本台帳情報のうち住所、氏名、生年月日）を利用することに同意すること。 2. 市が必要に応じて実施する公共交通に関する調査に協力すること。
------	---


利用登録基準	1. 四日市市内の市街化調整区域内に住所を有すること 2. 最寄りの鉄道駅から直線距離で800メートル以上離れたところに住所を有すること 3. バス停から直線距離で300メートル以上離れたところに住所を有すること 4. 利用申請の時点で満70歳以上であること
--------	--

四日市市使用欄(記入しないでください。)

受付日	基準確認	登録
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	<input type="checkbox"/> 駅	
	<input type="checkbox"/> バス停	利用者番号
	<input type="checkbox"/> 年齢	

第2号様式（第4条関係）

【表面】

四日市市デマンドタクシー 利用登録証	
住所	写真
氏名	
ご利用は登録証に記載された方、 ご本人様に限ります。	
 四日市市	

【裏面】

【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">・このカードは、表面に印字されたご本人以外は使用できません。・このカードは、四日市市デマンドタクシーの利用登録証以外の用途で利用することはできません。・他人に譲渡、貸与することはできません。・このカードは初年度の利用登録時のみ交付し、次年度以降は交付しませんので、大切に保管してください。・このカードを紛失した場合、又はこのカードを拾得された方は下記の発行元までご連絡ください。
【発行元】 課名 〒 住所 電話番号

(大きさ：横85mm×縦54mm程度とする)